

事業所からの質問及びその回答について（令和3年度版）

※個別具体的なケースについて、判断が難しい場合は社会福祉課高齢者係へお問い合わせください。

No.	項目	照会内容等	回答等考え方整理	参照条文等
1	低減制について	現在居宅介護支援事業所で取扱い件数が40件以上のため、減算になっている。そのため、低減制を利用したい。どのような書類が必要か。	介護給付費の算定に係る届出別紙10-5の提出が必要。 伊那市HP（トップページ＜医療・健康・福祉＞高齢者福祉＜介護保険（事業者のみなさまへ）＜介護給付費の算定に係る届出） 1 情報通信機器（AI含む）の活用の場合 具体的な活用方法・製品名（型番等）、業務内容の記載が必要。 2 事務職員の配置の場合 配置状況・業務内容の記載、雇用契約書等（勤務時間、業務内容の記載されたもの）の添付が必要。	
2	コロナによるプラン変更	コロナウイルス感染症の影響により、利用していた事業所が休業になったため、閉鎖の間だけ別の事業所を利用したい。サービス担当者会議の開催は必要か。	プランの変更になるため、サービス担当者会議は必要だが文書での照会でも認める。また、他事業所利用の理由を記載すること。 （例）コロナウイルス発生により〇〇事業所が閉鎖し、閉鎖期間のみ利用	
3	暫定プランについて	暫定で利用していたが、結果が出た際に暫定利用よりも介護度が上位と認定された。プランは再度作り直す必要があるのか。 （例）暫定プラン介護3→結果介護4	プランの変更（目標、サービス内容等）がなければ、サービス担当者会議の開催の必要はないが、共有はすること。 プランについては見え消しで修正をし、本人家族へ説明・同意を得る必要がある。	
4	運営基準	利用中のデイケアがコロナワクチン接種会場になり利用できない日がある。現在、利用しているデイサービスの回数を増やすことを検討しているが、利用すると定員を超過する日が出てくる。それでも利用はしてもいいか。	別の事業所の利用を検討してもらう。 検討してもなお定員超過する事業所を利用の場合は、コロナワクチン接種会場になっている間については特例で利用を認める。	
5	署名・押印について	再度、ケアプランの署名・押印について確認したい。	押印については様式から「印」の表記が削除され、押印を求めないことができるとされているが、その場合の代替手段を明示する必要がある。（どのような方法で本人に説明し同意を得たか） ※説明・同意が不要となるわけではない。	
6	医療行為について	1日数回導尿の必要があり、デイサービス利用中に行わなければならない。指示書等があれば、実施可能か。	主治医の指示を確認でき、施設内の看護師が行う場合のみ実施可能。（介護福祉士は実施不可） また、サービス担当者会議等で共有すること。	

No.	項目	照会内容等	回答等考え方整理	参照条文等
7	付属品だけの貸与	ベッド（通常タイプ）を利用している方で、特殊寝台付属品だけのレンタルは可能か。	特殊寝台を貸与（介護給付外も含む）・購入をしている場合は付属品だけの利用は可能。 車椅子の場合も同様。	介護保険最新情報 vol.93（平成12年11月22日）
8	福祉用具貸与	介護者が高齢であり車いすを車に乗せるために、車用のスロープをレンタルしたい。	他の家族の援助等検討し、それでも利用が必要な場合はプランに理由を明確に記載すること。	
9	サービス担当者会議	通所介護の入浴加算の変更を、事業所から伝えられた。加算の種類が変更になるがサービス担当者会議は必要か。また、目標の変更の必要はあるか。	通所介護事業所からの依頼があり、加算種類が変更になる場合において、加算のみ変更の場合はサービス担当者会議は開催不要。 本人・家族へは説明・同意を得ること。 また、加算の変更に伴いプランの目標等が変更になる場合はサービス担当者会議の開催が必要。	
10	主治医への照会について	区分変更時に主治医へ意見照会をしたが返事がない。	返答がない場合は、催促すること。それでも返答がない場合は、サービス担当者会議録にその旨を記載すること。 【主治医への意見照会必須事項】 1 居宅サービス計画を新規に作成した場合 2 要介護更新認定を受けた場合 3 要介護区分の変更の認定を受けた場合 4 末期の悪性腫瘍の利用者 5 訪問看護、通所リハビリテーション等医療サービス導入時	「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」 第3章第13条第9項 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年3月1日老企第36号） 「伊那市指定居宅介護支援等の事業の運営に関する基準を定める条例」（平成30年3月26日規則第10号） 第5条第21項
11	軽度者に対する福祉用具貸与	現在支援の方だが、区分変更をすれば介護認定がつくと思われる。その場合でも軽度者の福祉用具貸与は対象になるか。	軽度者にたいする福祉用具貸与については、下記内容等を検討してもなお利用の必要性がある場合は、主治医へ意見を照会し申請書の提出をすること。 【検討項目例】 ・区分変更申請 ・伊那市日常生活用具貸与の利用	
12	署名・押印について	押印廃止について具体的に教えてほしい。 契約書について、本人控えには署名もいらぬのか。	押印については様式から「印」の表記が削除され、押印を求めないことができるとされているが、その場合の代替手段を明示する必要がある。契約書等利用者に費用負担が発生するなどの重要書類については、民事訴訟等に対応できるよう各事業所で判断されたい。（どのような方法で本人に説明し同意を得たか） また、本人控えに関しては署名は必ずしも必要はない。	指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準 （平成18年厚生省令第34号）第4章第4節第3条の7

No.	項目	照会内容等	回答等考え方整理	参照条文等
13	コロナPCR検査補助	コロナ禍で従業員の行動も制限せざるを得ない中、やむを得ず県をまたいでの移動をした職員について出勤停止としている。PCR検査等で陰性ならば出勤してもらいたいが、検査費用がかかるため実施できない。 今後補助金等の予定はあるか。	現在（9/1時点）PCR検査に対しての補助金はないが、高齢者施設に簡易検査キットの配布が実施されている。（対象：介護老人福祉施設（地域密着型を含む）、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、小規模多機能型居宅介護（看護を含む））	

【参考】

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護サービス関係Q&A
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/qa/index.html